

山貨災防発第 5 4 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、労働局より案内がありましたので、お知らせします。

今般、労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 9 号。以下「改正政令」という。)が、令和 5 年 1 月 18 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、貴事業場の関係者におかれましても、改正の趣旨等を御理解いただき、改正の内容について周知していただきたくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)第 112 条第 1 項第 11 号の規定により、安衛法第 75 条の免許試験(以下単に「免許試験」という)を受けようとする者は、免許試験を実施する指定試験機関に対して、労働安全衛生法関係手数料令(昭和 47 年政令第 345 号。以下「手数料令」という。)に定められる試験手数料を納付することとされている。

令和 4 年 10 月、労働政策審議会安全衛生分科会決定により平成 24 年 2 月 22 日より設置された「安全衛生関係指定制度運営評価会議」において、受験者の利便性向上のため、①都心の交通の便の良い試験会場の確保及び②オンライン申請の導入に伴うシステム開発について盛り込んだ、指定試験機関における次期 3 か年の運営計画が承認された。これによって指定試験機関の支出が今後増大する見込みであるため、免許試験に係る手数料の額を見直すこととした。

2 改正の概要

(1) 手数料令第 6 条第 1 号から第 4 号の改正は、免許試験のうち、学科試験

に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料並びにこれらの免許試験以外の免許試験に係る手数料を 6,800 円から 8,800 円に引き上げる物であること。また、実技試験に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を 21,800 円から 28,000 円に、普通ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を 18,900 円から 24,000 円に、揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料 11,100 円から 14,000 円に、それぞれ引き上げるものであること。

- (2) 改正政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受験の申請の受付が開始された免許試験の手数料の額は、受験の申請が施行日以降に行われる場合であっても、改正政令による改正前の手数料令に定める額であること（改正政令附則第 2 項）。

労働安全衛生法に基づく免許試験の 試験手数料が変更されます

1 学科試験

旧手数料	新手数料
試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
6,800 円	8,800 円

2 実技試験

	旧手数料	新手数料
試験の種類	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100 円	14,000 円
移動式クレーン運転士	11,100 円	14,000 円
揚貨装置運転士	11,100 円	14,000 円
普通ボイラー溶接士	18,900 円	24,000 円
特別ボイラー溶接士	21,800 円	28,000 円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。

[各センターの HP → 免許試験の日程 → 免許試験・実技 → 実技試験の日程の順に進んでください。]

[下記の QR コードからも見るができます。]

